

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和6年2月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	地域共生 推進課	340-3156	堺市低所得者世帯臨時特別給 付金事務処理センター等運営業 務	キャリアリンク株式会社	126,671,600	R6.2.26	本業務は、物価高騰により、厳しい状況にある生活者等への支援を目的とした国事業であり、個人住民税均等割のみの課税世帯(1世帯当たり10万円)及び個人住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を全国一斉に行うものである。 当該給付金の支給について、国からは令和6年2～3月頃を目途に順次支給開始するよう指示されている。あわせて、本事業の実施については、令和6年1月24日付け、内閣府からの「給付金・定額減税一体支援枠Q&A」において、「本事業は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために、できる限り迅速な支給につなげていく必要があり、本事業に係る個別の契約において、例えば競争入札の方法による手続でその時機を失するなど、緊急の必要があると認められる場合には、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約を締結することができるものと考えます。」と示されている。 国が示す支給開始時期を踏まえると、本市においても3月上旬には支給対象者に確認書等を発送する必要があり、確認書を送付するための支給対象者データの抽出作業や市民の方からの問い合わせ対応等が生じる。また、これらのことに対応するためには、事務処理センター、区役所窓口、コールセンターの開設が必要となる。しかし、新たに業者を選定して準備を行うこととした場合、システムの構築や電話の配線工事、執務室の確保等インフラの整備や従事者への研修に時間を要するため、国の示す時期での支給が開始できず、対象世帯に迅速な支援を届けることができない。 このことから、現在履行中であり、かつ当該事業と同種の「堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金事業事務処理センター等運営業務」を受注しているキャリアリンク株式会社と随意契約することで、上記インフラ整備等に係る時間が短縮され、すみやかに給付を開始することができる。 以上のことから、本業務においてはキャリアリンク株式会社と契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	1者随契	
2	介護保険 課	228-7513	介護保険システム改修業務(介 護保険法改正対応)	(株)日立製作所 関西支 社	20,941,030	R6.2.9	本業務は、既存の介護保険システムを継続して使用することを前提として、介護保険法改正等に対応する改修を行うことを目的とする。 当該システム全体の機能を損なうことなく法改正対応のため機能追加されたパッケージを適用するという目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細な手順を把握し作業を行うなど、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

3	健康推進課	222-9936	保健衛生情報システム改修業務 (健康診査検査項目変更対応)	富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	2,171,950	R6.2.6	本業務は、保健衛生情報システムの改修業務であり、本業務を適正に履行するためには、本システムの詳細な設定や各種サーバの構成等システムについての詳細な知識及び改修に係る技術が必要不可欠であるため、本システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、環境設定の誤りやシステム内のデータ連携等に不具合が生じ、市民への通知ミス、窓口対応の停滞など、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を委託することはできない。 以上のことから、本業務については、本システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、本システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外では適正な履行ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
---	-------	----------	----------------------------------	----------------------------	-----------	--------	--	------	--